

**糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン
策定業務委託に係るプロポーザル実施要項**

1. 目的

本業務は、総務省「地域経済循環創造事業交付金」を活用し、地域の未利用資源を活用する方策として、「バイオガス発電とその副産物のオンサイト型利用システム構築による地域農業活性化と経済の好循環化モデル」を構築することを目的に、分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定を目指す。

2. 業務概要

(1) 業務名

糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定業務

(2) 業務内容

別添「業務委託仕様書」参照

(3) 業務期間

業務委託契約締結の日から令和2年2月28日（金）まで

(4) 委託上限金額

14,330,800 円（消費税込および地方消費税を含む。）

3. スケジュール

項目	期日等
(1) 公募内容の公表（本市ホームページ）	令和元年9月20日（金）
(2) 質問の提出期限	令和元年9月27日（金）まで
(3) 質問に対する回答	令和元年10月3日（木）までに回答
(4) 参加申込書の提出	令和元年10月4日（金）必着
(5) 企画提案書等の提出	令和元年10月11日（金）必着
(6) プレゼンテーションの審査	令和元年10月18日（金）
(7) 審査結果の通知	令和元年10月23日（水）に通知
(8) 委託契約	令和元年10月25日（金）を予定

4. プロポーザル方式採用の理由

民間事業者の創意工夫と柔軟な発想によって質の高い成果を得るため。

5. プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル

6. 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす物とする。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請していない等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び糸満市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 本業務を遂行させるために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 共同企業体を結成する場合は、各構成員がこの公募型プロポーザルに参加する単体企業及び共同体のうち、他のいずれにも重複して所属していないこと。
- (8) 本業務と類似業務を受託又は自ら実施した実績があること。

7. 配布資料

配布資料は、次の資料とし糸満市ホームページに掲載する。

- (1) 糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定業務委託に係るプロポーザル実施要項
- (2) 糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定業務委託仕様書
- (3) 各種様式（様式第 1 号から様式第 8 号）

8. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①提出書類：質問書（様式第 1 号）
- ②提出期限：令和元年 9 月 27 日（金）
- ③提出方法：電子メールにて提出（※電話、口頭による照会対応を行わない。）
- ④宛 先：aguri@city.itoman.lg.jp
- ⑤そ の 他：電子メールを送信後、電子メール着信の確認を以下の問い合わせ先に電話にて確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

令和元年 10 月 3 日（木）までに本市ホームページにて全質問及び回答を掲載

9. 応募方法

(1) 参加申込書の提出について

- ①申込期間：令和元年 9 月 25 日（水）～令和元年 10 月 4 日（金）
- ②提出書類：参加申込書（様式第 2 号）
- ③提出方法：持参又は郵送
- ④提出場所：下記「15. 問い合わせ先」参照
- ⑤提出部数：原本 1 部

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案書等の提出について

- ①提出期限：令和元年 10 月 11 日（金）
- ②提出書類：次に掲げる様式等により提案すること。

提案書類	様式等	提出部数
(1) 会社概要	様式第 3 号	7 部
(2) 委託業務実績	様式第 4 号	7 部
(3) 企画提案書	様式第 5 号	7 部
(4) 見積書	様式第 6 号	7 部
(5) 業務実施体制	様式第 7 号	7 部
(6) 誓約書	様式第 8 号	1 部
(7) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	令和元年 7 月 3 日以降に発行された ものの写し	1 部
(8) 納税証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税） の未納のない証明書	1 部

- ③提出方法：持参又は郵送
- ④提出場所：下記「15. 問い合わせ先」参照

10. 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価手法

糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定業務委託によるプロポーザル選定委員会において、評価基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、優先候補者の順位を決定する。

また、業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高得点者を受託候補者として選定する。

なお、応募が 1 者のみであった場合でも、プレゼンテーションは実施し、受託候補者として選定するかを総合的に判断する。

(2) プレゼンテーション

①日時：令和元年 10 月 18 日（金）

※時間については、別途メールにて連絡する。

②会場：糸満市役所 3-b 会議室

(3) プレゼンテーションの実施方法

① 1 事業者あたり、プレゼンテーションの時間を 25 分（説明 15 分、質疑 10 分）以内とする。

② 1 事業者につき、最大 3 名までの入室を認める。

③ プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。なお、追加資料については、認めない。

(4) 評価基準

項目	評価の視点	配点
計画事項評価	① 本業務内容の理解度	20 点
	② 過去 5 年間における類似業務実績	10 点
業務体制評価	③ 業務遂行にあたる実施体制及び管理手法	10 点
提案内容評価	④ 業務目的に関する独創性及び実現性	40 点
	⑤ 論理的かつ明確な説明	10 点
見積価格評価	⑥ 節減努力などの見積金額の妥当性	10 点
合計		100 点

1.1. 審査結果の通知

審査結果については、優先候補者を決定した後、令和元年 10 月 23 日（水）に各提案事業者に対して文書にて通知する。

1.2. 受託事業者決定及び契約

優先候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

1.3. 提案の無効に関する事項

以下の項目に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1 つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

14. その他

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。
- (2) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、糸満市契約規則第38条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 提案者は、本業務の応募をするにあたり、糸満市情報公開条例の適用を受けることについて、予め承諾したものとする。

15. 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所2階
経済観光部 農政課 農産園芸係 (担当：仲間)

TEL : 098-840-8134 FAX:098-840-8153

Email : aguri@city.itoman.lg.jp

受付時間：平日の9時から12時、13時から17時まで（土日祝祭日を除く。）